

水道料金(1ヶ月)

用途	基本料金		超過料金 1m ³ 当たり
	水量	料金	
家事用	10 m ³	2,250円	225円
営業用	15 m ³	3,390円	225円
団体用	15 m ³	3,390円	225円
臨時給水	30 m ³	6,810円	225円
浴場用	150 m ³	16,970円	120円
工業用	150 m ³	16,970円	120円
酪農用	30 m ³	4,500円	120円

※消費税は含まれています。

下水道料金(1ヶ月)

水道メーターの検針による使用水量に基づいて算定します。

用途	基本料金		超過料金 1m ³ 当たり
	水量	料金	
家事用	10 m ³	2,100円	260円
営業用 団体用	15 m ³	2,420円	260円
病院 給食センター 老人福祉施設 障害者支援施設	200 m ³	20,950円	112円
公衆浴場	200 m ³	10,480円	112円

※消費税は含まれています。

水道・下水道料金の支払方法について

・口座振替

取扱金融機関	振替日	備考
東宗谷農業協同組合 中頓別支所	使用した月の翌月の25日(※)	それぞれの窓口にて手続きをお願い致します。
稚内信用金庫 中頓別支店	使用した月の翌月の27日(※)	
ゆうちょ銀行	使用した月の翌月の27日(※)	

※ 振替日が休日の場合は翌営業日になります。

・納付書で納める

納付場所	納入期限	備考
中頓別町役場 出納室	使用した月の翌月の25日	納付書については郵送致します。
稚内信用金庫		
東宗谷農業協同組合		
北海道銀行		
北海道内のゆうちょ銀行または郵便局		